

平成 27 年（2015 年）8 月 10 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 宮 村 素 子
同 涌 井 国 夫

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する監査を、下記の部等を対象として行ったので、同条第 9 項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象

1 定期監査	事務監査	2 定期監査	工事監査
市長政策室	秘書部	経済局	中央卸売市場
	広報部	建設局	下水道河川部
財政局	財政部	豊平区	土木部
子ども未来局	子ども育成部	清田区	土木部
	児童相談所	南区	土木部
	子どもの権利救済事務局		
経済局	雇用推進部		
	農政部		
清田区	土木部		
南区	土木部		
西区	土木部		
農業委員会事務局			
交通局	事業管理部		
	高速電車部		

定 期 監 查

(事務監査)

平成 27 年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に一般会計における「補助金等交付事務」、企業会計における「新会計基準への適合性」、「未収金整理事務」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成27年4月6日から同年6月26日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目については指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第 1 指摘事項

1 収入事務

(1) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

【清田区土木部、南区土木部】

道路占用料の算定に関する事務において、以下のような不適切な事務処理がみられた。

【清田区土木部】

ア 工事用施設等に係る道路占用料の算定において、占用料の算定基礎となる占用面積の算出誤りにより、占用料を少なく徴収しているもの

【南区土木部】

イ 可動看板の設置に係る道路占用料の算定において、占用期間が1月未満である場合は100分の108を乗じた占用料とすべきところ、これを行わなかったことにより占用料を少なく徴収しているもの

今後は、道路占用料に関する事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

2 支出事務

(1) 契約の相手方を特定する理由を適切に説明すべきもの

【交通局事業管理部】

予定価格が100万円以下の役務の調達につき、見積書を徴しての随意契約による場合において、「特定の業者以外では履行が困難である」としているものの、その困難性の具体的な説明をせずに、特定の者と随意契約を締結するという手続きが広く採られていた。

相手方を特定の者に限定しようとする場合に、その妥当性の判断に必要な説明がなされるよう、取扱いを改められたい。

(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【交通局高速電車部】

産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約事務において、以下のような事例がみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により、各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されているものであることから、今後は、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

ア 委託契約をするときは、書面により契約書を作成することが義務付けられているが、これを行っていないもの

イ 排水処理装置の定期点検業務を委託するに当たり、産業廃棄物の処理等の許可を持っていない排水処理装置定期点検業務の受託者に、排水処理で生じた汚泥の収集運搬、処理を行わせていたもの

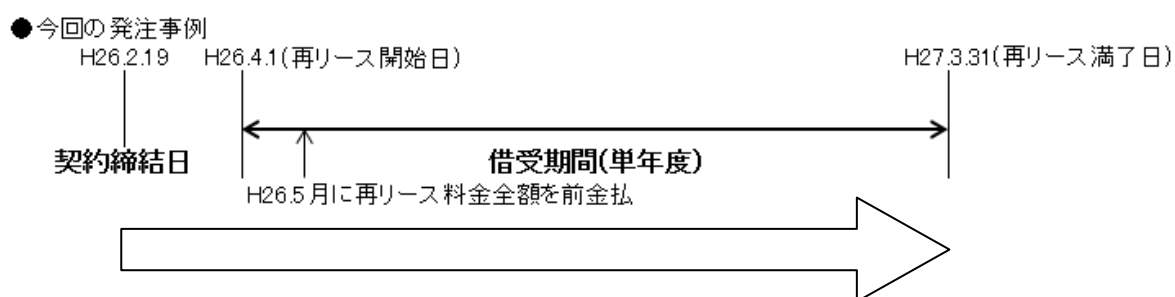
(3) 借受品の再リースに関する事務を適正に行うべきもの

【交通局高速電車部】

リース期間が満了した借受品の再リースに係る契約事務において、以下のような事例がみられたので、今後は、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

ア リース期間が満了したファックス付デジタル複合機の再リース契約について、借受期間が単年度であるにもかかわらず、リース契約と同様に長期継続契約形式を用いて前年度に(※)契約を締結していたもの

※リース期間が満了した借受品の再リースについては、関係法令等により、長期継続契約を行うことができないものとされ、更に、長期継続契約は借受期間が翌年度以降にわたる契約となるため、次のように借受期間が単年度となる契約は長期継続契約ではないとされている。



イ 上記アの再リース契約に係るリース料金全額を、再リース期間満了日前に前金払として支払っているが、前金払を行った以降の借受期間に対する履行検査が実施されていなかったもの

(4) 物品の借受契約に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局児童相談所】

公用車の借受契約において、契約期間及び借受料を契約の相手方との協議により変更する際、改定契約書等の作成を行わず、口頭確認のみで契約内容の変更をしているものがみられた。

今後は、関係規程に留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局児童相談所】

業務委託における個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例等に基づき、実施機関は個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないものとされている。

しかしながら、児童福祉支援システム保守業務の委託契約において、個人

情報保護に関する事項についての覚書を取り交わす等の必要な措置を講じていなかった。

今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 履行検査等に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局児童相談所】

児童福祉総合センター受水槽等清掃業務において、以下のような事例がみられた。

ア 受託者から完了届が提出された際、契約期間内に飲料水水質検査に関する業務が完了していなかったにもかかわらず、履行検査を行い検査結果を合格とし、経費の支出を行っていた。

イ 受水槽(簡易専用水道)の設置者は、法令により1年以内ごとに水質検査を受けなければならないとされているが、当該委託業務による水質検査は、法令で定めた1年以内の期間を過ぎて実施されていた。

検査は、契約金額を支払う前提となる契約履行の確認手続きであることから、今後は、チェック体制の強化を図り検査業務の厳格な執行に努め、また関係法令等に十分留意し順守するよう適切に事務を執行されたい。

(7) 前渡資金の精算を適正に行うべきもの

【市長政策室広報部】

資金前渡については、その用件終了後7日以内に資金前渡精算書を作成し、証拠書類を添えて精算することとされているが、この事務処理において、領収書の一部がないまま精算を行っているものがみられた。

今後は、関係規程に留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(8) 賃金及び報酬支給に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局子ども育成部】

子ども未来局子ども育成部においては、部内の経理のほか、局内における他部の経理も併せて所管しているが、他部で任用した臨時的任用職員に対する賃金及び非常勤職員に対する報酬の支給事務について、欠勤時間又は通勤

日数の集計を誤ったことにより、過支給又は支給不足が生じているものがみられた。

については、局内他部の経理を所管する子ども育成部において、他部の支出に係る書類についても内容をチェックし、正確であることを確認するよう徹底されたい。

3 財産管理事務

(1) 公有財産実地管理記録に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局子ども育成部】

公有財産については、少なくとも年1回は現地調査を行い、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に記載し、決裁を受けることとされており、子ども未来局子ども育成部で所管する財産のうち、児童会館の現地調査については指定管理者に依頼しているが、家屋に関する調査報告の記録が欠落しているものがみられた。

今後は、公有財産規則等の関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

第2 意見

1 局内の固定資産管理について

【交通局事業管理部】

会計規程によると、各課長は、所管する固定資産について保管責任者を定めて管理をすること、及び、固定資産整理簿を備えることとなっている。

しかし、実務としては、保管責任者は定められてはおらず、固定資産整理簿については、会計規程どおりに作成している課所と固定資産台帳及び固定資産異動通知書で代用している課所とが混在している。

実務上の必要性や事務負担等を考慮のうえ、会計規程と実務の不一致が解消されるべく、整理がなされるよう要望する。

第3 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は、次のとおりである。

1 備品の出納管理に関する事務について

【経済局農政部】

備品使用簿において、職員が共同で使用する備品が記載されていなかった。

2 営業車チケットに関する事務について

【市長政策室広報部】

営業車のチケット簿冊受払簿において、受入れと払出しの記載の一部を誤ったまま決裁を受けているものがみられた。

3 S A P I C A等の使用に関する事務について

【市長政策室広報部、経済局農政部、清田区土木部、南区土木部】

S A P I C A等の使用に関する事務において、以下の事例がみられた。

【南区土木部】

- (1) S A P I C Aを購入及びチャージした際に、使用簿の所定の箇所に押印がないもの

【市長政策室広報部】

- (2) S A P I C A及びK i t a c aにチャージする際、使用簿の所定の箇所に記載がないもの及び押印がないもの

【経済局農政部、清田区土木部】

- (3) S A P I C Aにチャージした後、課長までの報告を行っておらず利用明細も添付されていないもの

[.....部分は経済局農政部]

【市長政策室広報部】

- (4) S A P I C Aを使用する際、使用簿の所定の箇所に押印がないもの

4 出勤簿の整理について

【経済局農政部】

週休日の振替を行った際に、勤務を命ぜられた日の出勤簿への押印がないもの及び課長の検印がないものが多数みられた。